

教えて！藤本先生 都条例入門 side 女子

どうして
「いま」なんだろう？

——なぜいま条例改正の動きが出てきたのでしょうか。
藤本 2つ理由があると思います。1つは、「児童ポルノ法」の改正問題。「児童ポルノ法」というのは実際の18歳未満の青少年の人権を守るための法律ですが、この中に創作物を含めよう、という動きと、児童ポルノとされたものの単純所持、「持つてるだけでもダメだよ」とい

都条例の問題って？
私たちには何ができるんだろう？
2010年12月、東京都青少年健全育成条例の改正案が都議会でも可決されました。マンガやアニメを規制することで表現を萎縮させ文化の衰退をまねく、とマンガ家や出版・アニメ業界、そして多くの読者も強く反発したこの改正案。今年7月からの施行で、マンガ好き女子にとってはどんな影響があるのか？ 早い時期から条例改正案の問題点を指摘し、改正反対の声をあげてきた藤本由香里氏にお話を伺いました。この問題を考える手がかりがいっぱいです！
文：川原和子

う法律にしたいという2つの改正案が、いままでも何回も出てきては消えしてる。つまり、その2つに関しては非常に問題が大きいということとで、成立は見送られている。その中で、昨年2月に出てきた都条例の改正案というのは、ねじれ国会だし、国で法律を成立させるのは難しい「児童ポルノ法」の改正案を、単純所持規制・創作物規制を含めて、もう条例で先に決めてしまいたい。そしてもう1つ、この改正案が出てきた背景としては、東京都のこの条例の担当部署が、2005年に「東京都青少年治安対策本部」に変わってるとね。これは、『週刊朝日』の記事「注」とかに詳しく書いてあったけど、警察庁と警視庁からの出向者が大半を占める部署なんです。「児童ポルノ法」っていうのは、単純所持を含める、創作物を含めるっていうのを成立させるのと、ものすごく警察にとって使い勝手の良い法律になるんですよ。まず「子どものため」ってすごく聞こえがいいので、あまり議論なしに通ります。インターネットで児童ポルノが取り上げられている、という、単

純所持の禁止の場合、疑いをかけてしまえばパソコンの押収ができる。するといまの世の中では、パソコンを押収されたらほとんど個人情報ダダ洩れで、しかも創作物まで含めるとなると、ものすごく範囲が広がる。日本中ほとんど誰でも逮捕できちゃうんじゃないの？ っていうくらい広い。だからこそ、「それは駄目だ」って成立しないわけだけども。だからこの改正案が通れば、警察の権限が拡大できるのか、あるいはこれをお土産に警察庁に戻ると「よくやった」って言われるだろうとか

都条例問題とは？

2010年2月24日、東京都青少年健全育成条例の改正案が議会に提出された。この条文には、フィクションであるマンガ・アニメの18歳未満に見える登場人物＝「非実在青少年」の性描写への規制が盛り込まれ、さらに国会でも異論のある児童ポルノの単純所持禁止にかかわる条項をもうけるなど問題の多い内容。だが当初、大手マスコミはこの問題を報道しておらず、改正案の問題点にいち早く気づいたひとりであった藤本由香里氏は3月7日にMixiやツイッターを通じて情報を拡げていった。ネットを通じて問題への関心は拡がり、全国から都議に大量の手紙やメールが届き、また3月15日にはマンガ家の里中満智子・ちばてつや・永井兼・竹宮恵子各氏らが記者会見で条例改正への反対を表

明。これらの動きを受けて3月の都議会で継続審議が決まり、6月の都議会本会議では否決された。だが、11月には新たな改正案が提出され、「非実在青少年」という文言は取り下げられたが、規制の対象を「刑罰法規に触れる性行為」を「不当に賛美または誇張した描写とするこの案は、12月に可決、成立した。この改正案が表現活動を萎縮させる可能性がある」と出版業界は強く反発。角川書店の井上伸一郎社長が「都の対応に納得できない」として、石原都知事が実行委員長を務める3月に開催予定の東京国際アニメフェアへの参加を取りやめることを12月8日にツイッターで表明。これに続き、小学館、講談社、集英社など大手出版社で構成される「コミック10社会」も、自社および原作を提供している会社も含めてボイコットを宣言した。(文：川原和子)

不健全図書？ 表現規制？

——これが東京という地域の条例だということ、どういった影響があるのでしょうか。
藤本 まず、出版社にしろ、アニメ制作会社にしろ、ほとんど東京に集中しています。加えて東京の条例は特別で、不健全図書とか有害図書の指定についてはほとんどの都道府県で行われているけど、東京で指定されたらAmazonとかコンビニが扱わない。あと「青少年健全育成協力店」っていうのになっている大手書店チェーンさんが、18禁図書 成人指定のコミックを置かないんです。それにプラスして、東京都で不健全図書指定されたものは扱わない。なので、東京で指定されると、実は流通面で全国に影響が及ぶんですよ。それから東京は注目度が高いので、もしこれが通ったら、他

の地方の条例もこれが先例になって同じようなものを作り始める。そうすると国で通らなくても、ほとんど地方では同じ条例が通っているんだから、国で決めてもう同じでしょう？ と既成事実を作ってしまう。

——都や規制推進派からは、今回の規制は、表現規制ではなくて販売規制だと説明があったわけですが、不健全図書指定されてしまうと事実上、流通しなくなってしまう？
藤本 もともと流通規制っていうのは、表現規制の中のやり方のひとつなんです。流通で18禁の本や不健全図書指定された本は扱わない、っていうことになるのも、そもそも「有害図書」とか「不健全図書」って言い方そのものの中に、「これは大人のためのものだからね、子どもは読んじやないけえね」というのとは違って、「これはあるべきではない本だ」というレッテルが最初から貼られてしまっていますから

ね。——いっせ、性描写があるものは大人なら誰でも読める「成人指定」にすればいい気がするけど、成人指定の棚に入りきらなかったら返品されてやがて絶版、という流れになっちゃう？
藤本 そうですね。そもそも成人指定されているものが、極めて特殊なもので、特殊な人が読むもの。というイメージ的レッテルを貼られるということも大きい。つまりいまの成人指定の棚っていうのは、端的に言ってしまえば「エロ好きな男」が来る所なんです。なので、そこに例えばボーイズラブ（以下BL）とかが並んでしまうと、心理的な敷居がとて高くなってしまう。女性にはほとんど買えなくなってしまう。BLには性描写が結構激しいものの中にはありますけど、成人指定はされてこなかった。それはつまり、女性向けのものは男の人のものと一緒にはちゃうと非常に影響が大きいということがあったわけなんです。それから、女の人の場合は、過激な性描写を読んだからって誰かを襲うっていうのはそんなに考えられないよね（笑）、というのがある。ただ最近では、BLにも厳

しい目が向けられるようになってきてますよね。その裏には、女性が性的に自由に解放されて、奔放で過激な性描写を好むということを、特に年配の男性の中で「苦々しく思っている」人がいる、ということが、恐ろしくかなり動いていると思っ

でも、男性ももちろんそうですけど、そういうものを描いた創作物を好むことと、現実にもそういう行動をすることは別ですよ。

藤本 相当違いますよ。殺人事件が沢山出てくるミステリーを読むことを好む人はすごく多いけど、殺人をしないと読む人は0.01%もないだろって話(笑)。

藤本 はい。だからフィクションを楽しむ人は、フィクションと現実の区別をつけてる。むしろ、読まない人のほうが全然区別つけてないんじゃないの？ って思っちゃいますよね。

女子への影響を 考えてみましょう

猥褻性なんか、インターネットでモロの画像が手に入る時代に何か意味があるの？ って議論や、刑法の175条自体が憲法違反だっていう議論はあるんですけどね。でも一応それは有効っていう前提で、いまの世の中、判例を含めて進んでいるので。

——コミックマーケットなど同人誌即売会に関しては、実は一般に流通している本以上に自主規制が徹底してますよね。なのにテレビで有識者として出ている方が「同人誌は野放しで」と未だに仰っている。

藤本 いや、同人誌の自主規制は徹底してません。普通だと18禁じゃないものも同人誌では18禁にしているし、一番大きいのは対面販売で、描いた人が買いに来る人に直接売る形式なので、本当の子どもが買いにきたら「まだあなたには早いから」って言う体制になっている。同人誌は、実は警察や東京都にはきちんと自主規制しているというところは認識されている。毎回警察が調査に来て現状を見ていくので。

——するとやはり、出版社や作家

——7月から今回の条例が施行されますが、可能性を含めて、特に女子にかかわってくるんじゃないかと思われることはありますか？

藤本 まず言っておきたいのは、2月に提出された案は本当に酷かった。細かい説明は省きますが、要するに「非実在青少年の肯定的な性描写」を自主規制の対象として、その自主規制が守られているかどうかみんなで監視して、守られていなくなったら守らせる責務を都と事業者と全都民が負うっていう内容だったんですよ。ということは、悪書狩りを推奨するような、しかも自主規制なので、責任の所在が明らかでないし、何がなぜ規制されたのか検証もできない、というものすごく怖い法律だったんですよ。だけど、12月の案は基本的には不健全図書指定範囲の拡大なんです。範囲が拡大されるので、もちろんいままではオツケだったものが、18禁の指定をしないと売れないっていう範囲は確かに入ってきますが、システムとしてはいまままでと変わらないんです。

規制に対して、 私たちに何ができる？

が、改正案が通ってしまったことでもっとも直接的に影響を受けることになりませんか？

藤本 そうですね。直接的に萎縮効果が生まれるのが一番大きな問題だと思えますね。ただ、最初から大量に指定してくると思えないので、あんまり過度に萎縮して自主規制し過ぎないほうがいい。本当は目安になるような具体例があったほうがいいんですけど。

——昨年3月からの条例改正問題に関してはツイッターやミクシィといったネット経由で情報が拡散されて拡がり、それが6月の否決につながりました。ただネットは、興味をもつ人に問題を伝えるにはとても有効な反面、興味がない人には全く伝わらない。そこで既存の大手メディア、新聞やテレビの報道が重要になってくるのですが、そこでも問題のポイントがちよっとズレて伝えられている気がするんですがあ

女性向けを対象になるのは、レイズコミックと、B Lと、ティーンズラブ(T L) (注2)ですよ。これらは、実際いままでも東京都の不健全図書指定の対象になってましたけど。女子的に懸念されるのは、規制の拡大された範囲の内容が

「刑罰法規に触れる性行為」、および「結婚できない近親間での性行為」なわけで、その定義に当てはまるものは特にB Lに多いわけです。近親相姦的な、叔父と甥とか、兄弟とか、そこらへんが引つ掛かってくる可能性はある。それとB Lもそうですが、レイズコミックなんかも表面だけ見ると、強姦的な描写が多い。つまり「相手が強引だったのよ」っていうかたちを取りたい(笑) っていうのが女の人にはあって。男性のポルノグラフィの強姦とは意味が違う。

——性的ファンタジーの質の違いがあるんですね。B Lとかでも「それくらいお前が好きなんだ」っていう表現としての強姦という。

藤本 そのリテラシーがあるかないかが問われてくる。そういう恣

意的な判断が入り得る可能性があるのが、懸念される場所ですよ。それでも「何度も繰り返し精密に描写する」とか、かなり限定が入っているんで、2月の案よりはマシなんだけど、実際の規制対象を見ないとわからない。

もし女性向けのものも指定が入ってくるとなると、絶対18歳未満は読んではいけませんよ、っていうのではない、何かの注意マークみたいなものはあってもいいのかもしれない。つまり、男性向けのポルノグラフィと区別した印は少し考えてもいいのかも。でも、女の人の向けだから、性器に全く消しがないで大丈夫って、気を使わさずぎだつた面も実際のところあると思うんですよ。

——恥ずかしながら私も勉強するまで知らなかったのですが、要するに性器描写は刑法175条に触れてしまうので、どんな真剣な愛の描写でもモロに描いてはダメなんです。

藤本 刑法でいう猥褻物になって発禁になる可能性があるんです。絵の

りました。見出しに「児童ポルノ」という表現が使われたりして、「児童」というと小学生のように感じますが、実際の案では(創作物の)高校生まで含んでいたります。

藤本 それから「過激な性描写が野放し」っていうような言い方もあったけど、自主規制やゾーニングもしているし、野放しということは絶対なくて、実際には不健全図書指定の数は減ってるっていうのは、協議会の人も、都も知っているはずなんだけど。だから情報の意図的な混乱があったと思います。一般の人になり至んだかたちで情報が伝わったんじゃないかな。

それから一番大きいのは、出版業界は自主規制を全くしていないみたいなの間違ったキャンペーンが行われていて、それを信じている人がすごく多い。けど実際には18禁もあるし、少年誌と青年誌、少女コミックとレイズコミックもハッキリ分けられているし、雑誌ごとに対象年齢が決まっています、それによって単行本も棚分けされているので、基本的に対象年齢ごとに棚分けさ

れているのに、それが無いことになっている。

——読者の側に、これからできることはありますか？

藤本 もし、マンガとかあるいはB Lとかアニメとかを過剰な規制から守りたいと思うんだしたら、普通の人の人にこの問題を徐々にわかっってもらえるようにしていかなきゃいけない。

12月の案がなぜ可決されてしまったかという、最初の案が6月に否決されたあと、東京都青少年課が、都内のPTAや保護者団体に向いて、81回、説明会をしたんです(注3)。表示図書(18禁)や指定図書(不健全図書指定されたもの)を持つていて、「これが表示図書です、指定図書です、それ以外にこんなものが……」って形で持つてこれたら、普通のお母さんたちは実際にはない酷い状況を想像させられた可能性もある。その上で、「こんな本を規制するのになに良い法律だったのに反対した民主党のせいだ成立しなかったんです」って言うてまわる。それを条例が通るまでや

り続けずって言われたら、じゃあ修正してくればそこで手を打ちましょうという話に民主党の幹部の人たちがなまってしまったとしても不思議ではない。条例が提出されたから動いてももう遅いんだよ、と言われた人もいたみたいですし。だから簡単に言うと、81回の説明会に負けて改正案が通ったとするならば、それ以上の回数で、それぞれ手分けして普通の人にわかってもらえるように言い続けていかななくてはならない。

規制に興味のない人や賛成している人に対して、「子どもを守りながら、かつ表現の自由と両立させるにはどうすればいいかを考えてゾーニングもしています」ということをわかってもらおうと。

藤本 そうです。性描写の解放とともに性犯罪は減少しているということ(注4)を伝えることも大事。そのことを知らないで性描写が犯罪を引き起こしていると思っている人が多いので。むしろ、性的な表現とか性的な行動を抑えられてきた人のほうが犯罪に走る確

率が高いってことはわかかってもらったほうがいい。

それから、そういう管理社会でいいのかってことだね。私、「売春の社会史」っていう本を編集者時代に作ったんですが、実際に歴史的にも、ヴィクトリア朝時代のイギリスは、性道徳は潔癖なんだけど、それこそ5歳の女の子にクロロホルムを嗅がせて性行為をもつとか、白人奴隷売買とか、もうえぐ〜〜い買春行為が行われていた。

性の衝動とか、暴力の衝動というものは、人の中にあるわけで、それを自分の中でどう位置付けるかっていう訓練が実は一番大事。創作物を通じて、想像の中でシミュレーションすることで、それをうまく位置付けられてきたっていうのが、日本の60年代末以降だと思っんですよ。子どもに對しても「いけないことだから」と隠すんじゃないで、

やっぱりそれに対するリテラシーを持つのが大事なので。

都条例可決に関するニコ生(注5)での討論(注6)で、12月の改正には賛成した浅野克彦都議が「先進国の中で日本は性犯罪率がすごく低いんだから、どうして低いのか世界はむしろ日本に学んで反映させてほしい」という趣旨のことを発言されていて興味深かったです。

藤本 私もそれは大事なことだと思っってます。国内の人にも国外の人にもわかってもらうには、そのアピールが大きくなって。

ただ一方で、ネットも含めて、

見ようと思えばとても強い刺激がダイレクトに子どもにいつてしまうことに対して、親御さんには恐怖心もあると思います。

藤本 ただそれは、親が自分で子どもにダメだと言うのが大事なわけ。自分の子どもには見せたくないから、お上が規制して下さっているのはおかししい危ない。

公権力にそういうことを渡しちゃうのは、かえって危ないよっていう話ですね。

藤本 そうです。そこを含め、この問題をわかってもらえるようにしていくのが大切だと思います。

Profile

藤本由香里(ふじもと・ゆかり)

明治大学国際日本学部准教授。2007年まで筑摩書房で編集者として働く傍ら、コミックや社会風俗等に関する評論を手がける。「東京都青少年健全育成条例改正を考える会」では、山口貴士弁護士と共同代表を務める。

【※1】『週刊朝日』2010年12/24号 青木理「マンガ規制条例」の裏に蠢く警察利権」

【※2】主に10代後半の若い読者をターゲットに、少女マンガ的なかわいい絵柄で、中小出版社から出版されている性描写を含むコミック。

【※3】『日刊サイゾー』昼間たかし「18禁ロマンガはどう使われた? 東京都青少年課が行った情報隠蔽工作とは」http://www.czyo.com/2011/01/post_6390.html

【※4】社会学者の宮台真司氏は、性的メディアの解禁で性犯罪が減少したとの米政府諮問機関の報告を紹介。性的メディアでの「代理満足」により性行動が抑制される可能性に注目すべきだと指摘した。(長岡義幸「マンガはなぜ規制されるのか」平凡社新書 p.244 要約)

【※5】「ニコニコ生放送」は、ネット上の動画共有サービス「ニコニコ動画」提供のリアルタイムで配信される映像を見られるネットライブサービス。

【※6】ニコニコ生放送 2011年2月13日放映「東京都青少年育成条例特集・都条例I〜可決から60日」出演・津田大介(ジャーナリスト・司会)、浅野克彦(東京都議会議員)、永山薫(マンガ評論家)、洗井哲也(ジャーナリスト)、榎本祐(映像作家)。